

都市計画道路西知多道路環境影響評価方法書に  
関する関係市長意見

(常滑市長、東海市長、知多市長)



22常環生 第 7号  
平成22年4月26日

愛知県知事 殿

常滑市長 片岡 憲 彦



知多北部都市計画道路1・3・5号西知多道路及び常滑都市計画道路  
1・3・2号西知多道路にかかる環境影響評価方法書について（回答）

平成22年3月18日付、21環活第323-3号にて照会のありました  
ことについて、環境保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

- 1 市民の生活環境に対して十分な配慮をするとともに、環境保全に対して万全を期すること。
- 2 市民等から寄せられた意見に対して、十分な検討を行うとともに、適切な対応、反映に努めること。
- 3 最新の知見によりアセスメントを実施し、市民等にもわかりやすい図書の作成に努めること。
- 4 本市の交通量、大気、騒音、振動等の状況を十分踏まえ、市民生活・環境に対して影響の少ない工事車両のルート設定に努めるとともに、その影響も加味して検討を行うこと。
- 5 事業の実施に当たっては、低公害型建設機械の使用、工事機械及び工事車両の適切な運行を図るとともに、廃棄物発生量抑制と、リサイクル及び残土の有効利用を推進すること。





生 第 2 6 号

平成22年 4月19日

愛知県知事 神 田 真 秋 様

東海市長 鈴木 淳



知多北部都市計画道路1・3・5号西知多道路及び常滑都市計画道路

1・3・2号西知多道路に係る環境影響評価方法書について（回答）

平成22年3月18日付け21環活第323-3号で照会のありましたこのことについては、本市の環境保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

- 1 市民の生活環境に十分に配慮をするとともに、環境保全に万全を期すこと。
- 2 市民等から寄せられた意見に対し、十分な検討を行なうとともに、適切な対応に努めること。
- 3 最新の知見により環境アセスメントを実施し、市民等にもわかりやすい図書の作成に努めること。
- 4 本市の交通量、大気、騒音及び振動等の状況を十分踏まえ、市民生活・環境に影響の少ない工事車両のルート設定に努めること。



以上



知環発第562号

平成22年4月23日

愛知県知事様

知多市長 加藤



知多北部都市計画道路1・3・5号西知多道路及び常滑都市計画道路

1・3・2号西知多道路に係る環境影響評価方法書について（回答）

平成22年3月18日付け21環活第323-3号で照会のありましたこのこと  
について、環境保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

- 1 事業計画の検討に当たっては、生活環境を損なうことのないよう配慮すること。
- 2 市民等から寄せられた意見に対して、十分な検討を行い適切な対応をとること。
- 3 低周波音については、計画の具体化に合わせ、適切な地点での調査、予測、評価を行うこと。
- 4 一部区間で盛土構造となることが想定されており、汚染された土壌、産業廃棄物等が混入しないよう適切な環境保全措置を講ずること。
- 5 準備書の作成にあたっては、市民にわかりやすい内容となるよう努めること。

（連絡先 環境政策課 電話0562-33-3151 内線291）

